

船舶事故調査報告書

平成28年3月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成27年9月1日 03時23分ごろ
発生場所	長崎県対馬市上島東方沖 対馬長崎鼻灯台から真方位079°12.0海里（M）付近 （概位 北緯34°27.0′ 東経129°38.0′）
事故の概要	漁船第三海漁丸は、西進中、転覆した。 第三海漁丸は、船長及び甲板員が死亡し、航海計器等の濡損を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三海漁丸、18トン NS2-16968（漁船登録番号）、個人所有 16.94m（Lr）×4.23m×1.62m、FRP ディーゼル機関、502kW、平成元年4月8日 第290-45456号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年5月22日 免許証交付日 平成25年1月31日 （平成30年11月11日まで有効） 甲板員 男性 53歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	航海計器、主機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南、風力 8～10、視界 不良 海象：波高 約3m、水温 約25.6℃ 上対馬及び下対馬には、平成27年8月30日21時50分に竜巻を付加事項とした雷注意報が、9月1日00時45分に強風注意報が、06時49分に波浪注意報がそれぞれ発表された。
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、平成27年8月31日14時30分ごろ対馬市千尋藻漁港を出港し、上島東方沖でいか一本釣

	<p>り漁を終え、同漁港に向けて西進した。</p> <p>船長は、9月1日03時20分ごろ、高波が本船に打ち込んで横に傾斜し、主機が停止したので機関室を見に行く旨を付近の海域を航行中の僚船に無線で連絡した。</p> <p>本船の南東方約4.6Mの海域を航行中の別の僚船の船長は、本船が操舵室に海水が入って横に傾斜したことを伝える無線を傍受した。</p> <p>付近の海域を航行中の僚船の船長は、本船から救助を求める無線を聴いて向かったところ、本船が転覆しているのを発見した。</p> <p>甲板員は06時30分ごろに、船長は08時35分ごろ漂流しているところをそれぞれ捜索中の巡視船等に救助され、病院に搬送されたが、両人とも溺水による死亡が確認された。</p> <p>本船は、2日13時40分ごろから巡視船及びタグボートにえい航され、3日千尋藻漁港に帰った。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、前部甲板下に5つの魚倉が、最後部の魚倉の船尾側に隣接して機関室が、機関室の上部船尾側に船員室及び賄い室が配置されていた。</p> <p>機関室、船員室及び賄い室の船尾側並びに機関室左舷側にそれぞれ出入口が設けられ、アルミ製の引き戸が備えられていた。</p> <p>本船は、‘両開き式の扉の付いた放水口（縦約16cm、横約36cmのほぼ長方形）’（以下「本件放水口」という。）が、ブルワークの下端に両舷対称の配置で前部、操舵室横、後部にそれぞれ2か所の合計6か所設けられていた。</p> <p>本船及び操舵室内装置等の状況は、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関操縦盤には、キーが差し込まれており、始動スイッチがONの位置にあった。 ・ クラッチハンドルは、中立であり、スロットルレバーは、アイドルリングの位置にあった。 ・ 機側の操縦レバーは、停止位置にあった。 ・ いか釣り機は、格納されていた。 ・ パラシュート型シーアンカーは、揚収されていた。 ・ 本件放水口の扉は、1か所（操舵室の右舷側）が固着していた。 <p>(写真1 参照)</p>



写真1 本件放水口

造船所担当者によれば、一般的に放水口は外開き式であり、船内から船外に扉が開いて甲板上の海水を排水する仕組みである。

主機製造業者によれば、機側の操縦レバーは、機関操縦盤の始動スイッチがONの位置にあっても、主機が停止すれば同レバーが停止位置になる。

本船は、船内の時計が03時23分で止まっていた。

海上保安庁の情報によれば、本事故が発生した位置は概位北緯34°27.0′東経129°38.0′である。

船長は、ふだんから気象情報をテレビ等で入手しており、^{しげ}時化が予想される際には出漁しなかった。

船長及び甲板員は、発見時には救命胴衣を着用していなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

不明

不明

あり

本船は、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力8～10の南風が吹き、波高約3mの波が生じている状況下、千尋藻漁港に向けて西進中、操舵室等に海水が入り、転覆したものと考えられるが、乗組員が死亡していることから、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。

本船は、機関操縦盤の始動スイッチがONの位置で機側の操縦レバーが停止位置にあったことから、主機が停止していたものと考えられる。

主機は、停止していたが破損しておらず、停止した状況を明らかにすることはできなかった。

本船は、上甲板に打ち込んだ海水が本件放水口から船外に排水するとともに船外から上甲板に流入し、また、本件放水口の1か所で扉が固着して開かなかったことから、上甲板に海水が滞留しやすい状況にあった可能性があると考えられる。

船長及び甲板員の死因は、溺水であった。

船長及び甲板員は、発見時に救命胴衣を着用していなかったため、

	<p>本船が転覆した際、救命胴衣を着用せずに落水した可能性があり、このことが溺水に関与した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、上対馬及び下対馬地区に強風注意報及び竜巻を付加事項とした雷注意報が発表され、風力8～10の南風が吹き、波高約3mの波が生じている状況下、上島東方沖で転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣の常時着用を徹底すること。 ・放水口は、ふだんから点検して固着させないこと。 ・放水口は、海水が船外から船内に流入しない構造にすること。 <p>(平成28年3月31日公表の漁船第一吉栄丸転覆事故の船舶事故調査報告書 参照)</p>

付図1 事故発生場所概略図

